

西多行監報第2号  
令和5年2月14日

西脇多可行政事務組合議会議長  
西脇多可行政事務組合管理者 様  
西脇多可行政事務組合公平委員会

西脇多可行政事務組合  
監査委員 棚 倉 和 久  
同 吉 田 政 義

令和4年度西脇多可行政事務組合定期監査結果報告書の  
提出について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき執行したみだしの定期監査について、同条第9項の規定により結果報告書を提出します。

令和4年度

定期監査結果報告書

西脇多可行政事務組合監査委員

- 1 監査の対象  
西脇多可行政事務組合  
業務課、認定審査課、資源循環課
- 2 監査の期間 令和4年12月12日から令和5年2月7日まで
- 3 監査の期日等 令和5年2月7日  
(関係職員の出席を求め、聴取等を実施した日)  
西脇市役所(4階) ワークルーム
- 4 主たる監査項目
  - (1) 担当別業務及び人員配置状況
  - (2) 歳入歳出予算の執行状況
  - (3) 主要契約の執行状況
  - (4) 補助金・交付金及び負担金の交付状況
  - (5) 使用料・手数料の収納状況
  - (6) 懸案事項又はリスク
- 5 監査の要領  
監査の実施に当たっては、主たる監査項目に係る関係資料及び関係書類・台帳等(予算執行に係るものは令和4年10月末時点)の提出を求め、監査時点までの各事務事業等の説明を受け、質疑応答の方法で実施した。
- 6 監査の着眼点  
監査資料として提出を求めた「懸案事項又はリスク」について、その実情及び今後の対応等の説明を求め確認した。
- 7 監査の結果  
あらかじめ提出を求めた所定の監査調書に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査した結果、各課とも所管の事務事業については、監査した限りにおいて適正に執行されていると認められた。
  - (1) 斎場施設等管理運営事業における西脇多可広域斎場空調機器設備更新工事实施設業務委託の内容を確認したところ、平成16年から業務を開始し、18年が経過している西脇多可広域斎場やすらぎ苑の空調設備機器の更新工事のための実施設計書の作成を委託したものであると説明を受けた。なお、契約に関する書類の提示を求めたところ、適正に事務処理が行われていたことを確認した。

また、車両維持管理事業（中間）における修繕料が前年度に比べ増額となった理由を確認したところ、令和3年度に実施したホイールローダ及びショベルローダの自主検査において不具合箇所が判明し、当該修理費用を上乗せしたためであるとの説明を受けた。

- (2) 新ごみ処理施設整備事業における（仮称）西脇多可新ごみ処理施設2号調整池整備工事について内容を確認したところ、新しいごみ処理施設の整備に係る敷地造成を行うに当たり、調整池を整備するものである。調整池とは、開発地に降った雨水が下流域へ流出することにより生じるおそれがある洪水に対し、浸水被害等を生じさせないよう、下流域への流出量を抑制する機能を持たせ、その影響を低減させるための施設であり、新しいごみ処理施設を整備する区域にある2つの流域、仕出原川流域と杉原川流域のうち、杉原川流域に係る調整池を当工事において2号調整池として整備するものであると説明を受けた。なお、契約に関する書類の提示を求めたところ、適正に事務処理が行われていたことを確認した。
- (3) 各課の「懸案事項又はリスク」については、業務課では北部クリーンセンター処理施設等の解体撤去、認定審査課では市町申請（一次判定）から認定結果通知（二次判定）及び合議体間の審査判定の平準化、資源循環課では新ごみ処理施設建設工事の着手に向けた業務実施及び敷地造成工事の説明をそれぞれ受けた。

本年度も引き続き、新型コロナウイルスの影響を受け、各課とも対応に苦慮されているところであるが、職員の健康面において十分留意されるとともに、今後も各課業務運営においては住民サービス向上に取り組まれ、効率的かつ適正な執行に努められるよう、より一層尽力されたい。